

New Paradigm



—今この手にあるものに感謝を—

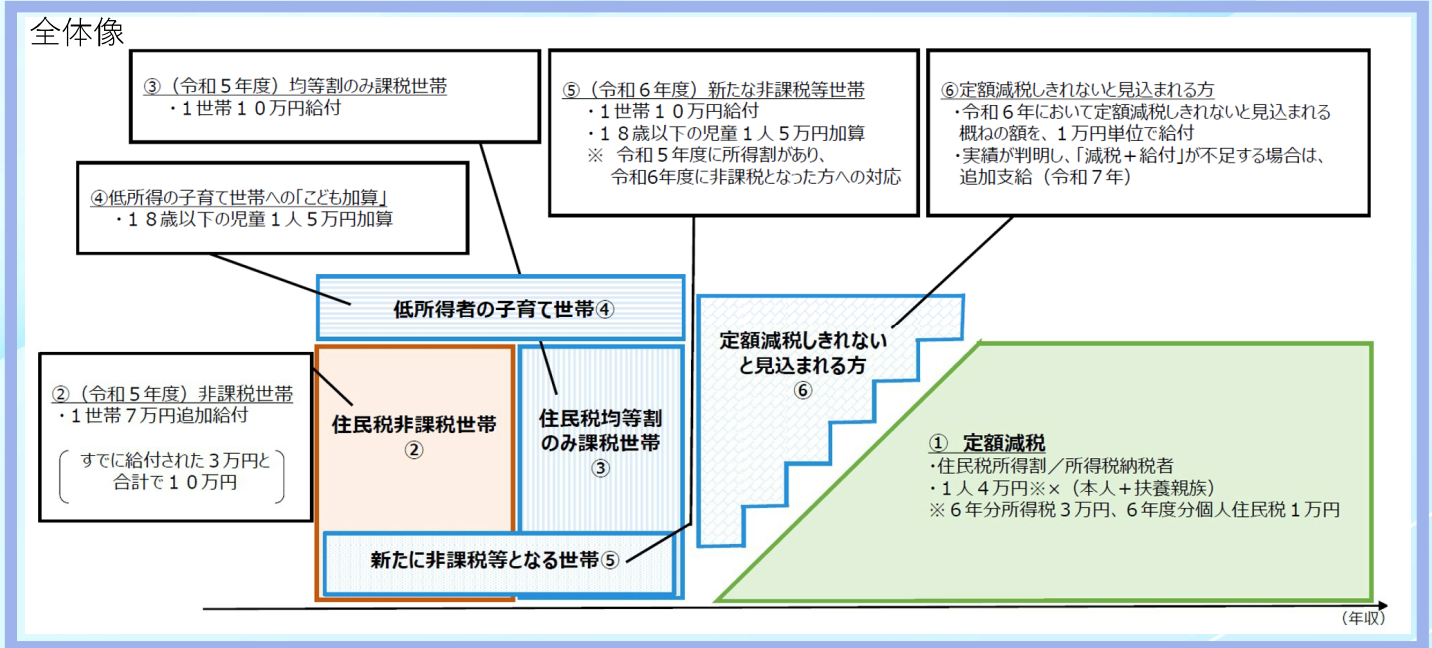
今よりもより良い未来を目指すのは好いことですが、それは足りないものに目を向けてしまうことにもなります。まずは、今この手にあるものに目を向けましょう。周囲に、国内に、世界に目を向ければ、今この手にあるものが当たり前ではないものが多々あることに気づくでしょう。

2024.5 No129

所得税・個人住民税の定額減税

文：松本

我が国の経済については、30年振りの高水準の賃上げなどの前向きな動きが見られておりますが、現時点では、賃金の上昇が物価の上昇に追いついていません。このような状況下、2023年に策定された経済対策に基づき、以下のような定額減税や各種給付金が予定されています。



この対策の中で税制改正により、上記図②の所得税・個人住民税の定額減税が実施されます。納税者及び、その同一生計配偶者¹を含めた扶養親族1人(いずれも居住者)につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分²の個人住民税1万円の減税が行われます。ただし、**合計所得金額1,805万円(給与収入の場合2,000万円³)超の高額所得者は対象外となります。**また、納税者本人の所得税額や住民税額がその減税の限度額となります。

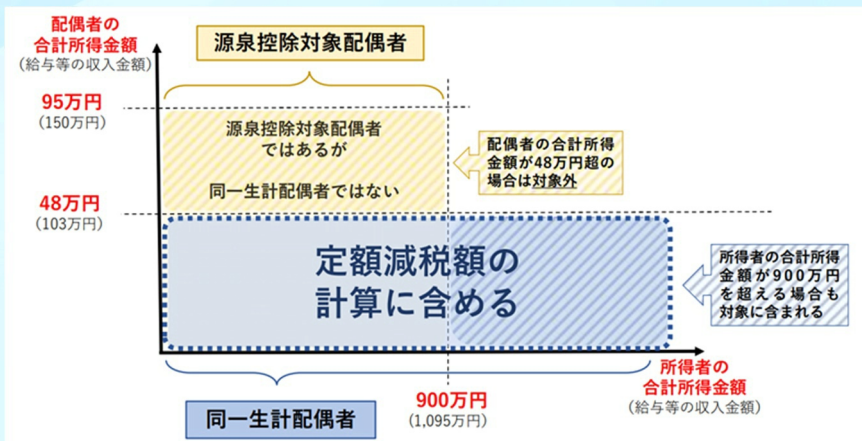
	所得税の定額減税	住民税の定額減税
本人*	30,000円	10,000円
同一生計配偶者または扶養親族*	1人につき30,000円	1人につき10,000円

*生計を一にする合計所得金額48万円以下の居住者に限る(青色事業専従者を除く)。また、16歳未満の扶養親族も、定額減税の扶養親族に含まれます。

- 1 納税者本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者を除く。)のうち、合計所得金額が48万円以下の者。
- 2 個人住民税は前年の所得に対して課税されるため、令和5年分の所得金額により判定される。
- 3 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

【居住者である同一生計配偶者の確認】

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の方が同一生計配偶者となります。また、控除対象者の合計所得金額が900万円を超える場合も、配偶者の所得が48万円以下ならば定額減税の計算対象に含まれます。



こちらをご覧ください



↑ 国税庁HP
定額減税特設サイト



↑ 内閣官房HP



↑ 財務省パンフレット
「令和6年度税制改正」
(令和6年3月発行)



↑ 総務省HP「税制改正（地方税）」
※「○令和6年度税制改正に向けて」に
おいて「個人住民税の定額減税（案）に
係るQ&A集」などが掲載されています。

給与所得者の場合、**令和6年6月1日以後**最初に支給される給与・賞与の源泉徴収税額から定額減税分が減税されます。公的年金受給者は令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける公的年金等の源泉徴収税額から減税されます。事業所得者の場合、確定申告時に減税されますが、予定納税対象者は本人分の減税が予定納税額より減税されます。

■ 所得税の減税について、具体的には以下のとおり実施します。

給与所得者に対する実施

- ・ 6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税

公的年金受給者に対する実施

- ・ 年金機構等の公的年金（老齢年金）は、6月以降の源泉徴収税額から減税
- ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 納税の機会に減税
- 予定納税対象者については、予定納税の機会に減税
- ※ 6月の第1回予定納税通知の機会に本人分の減税後の額を通知。第1回予定納税の納付期限については、7月末から9月末に延期。
- それ以外の方は確定申告で減税

給与所得の場合、令和6年6月以降に月次の減税が行われますが、最終的には年末調整で精算されます。

給与の支払者は①月次減税事務と②年調減税事務、この二つの事務を行うこととなります。そのため、令和6年6月1日現在⁴における各従業員の扶養情報を正しく把握し、給与ソフトなどに反映させ、さらに年末調整時に再度対象者とその扶養情報を確認する必要があります。また、定額減税について給与支払明細書等へ控除額を表示し、年末調整においては源泉徴収票に定額減税の適用について記載されることとなります。

● 個人住民税（地方税）の減税について⁵

個人住民税は、前年の所得等を元に市町村が賦課決定と通知を行います。定額減税を実施した後の税額を、令和6年度分の税額として徴収されます。

例えば給与所得の場合、令和6年6月分は徴収されず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11ヶ月で均して徴収されます。

● 住民税非課税世帯や定額減税しきれないと見込まれる方には以下の措置が実施されます。

住民税非課税世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯あたり世帯主に7万円（※3）を給付。 ・ 世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
住民税均等割のみ課税される世帯の世帯主（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯あたり世帯主に10万円を給付。 ・ 世帯に18歳以下の児童がいる場合は、1人あたり5万円を加算。
減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる納税者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額を給付。

⁴ 月次減税事務としては令和6年6月1日現在勤務している人のうち、甲欄適用（扶養控除等申告書を提出している者）の居住者（基準日在職者）について判定を行う必要がある。6月2日以降に勤務することとなった人の場合、基準日在職者には該当しないため、年末調整で精算することになる。6月2日以降の扶養家族等の情報の変更についても、年末調整で精算することになる。

⁵ 詳細については、お住まいの自治体（市区町村）又は総務省自治税務局市町村税課にお問い合わせください。

飼料の国産化と補助金

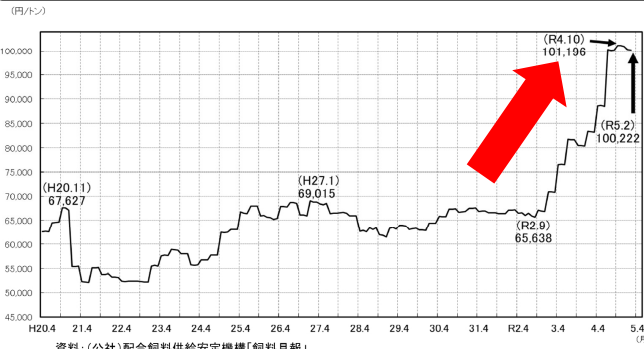
アグリ
チーム
山元

畜産家・酪農家を襲う
飼料価格の高騰

飼料自給率の現状

配合飼料工場渡価格の推移

○ 配合飼料価格は、配合飼料の主な原料であるとうもろこしの国際価格がウクライナ情勢等を受けて上昇していることに加えて、他の原料や為替相場等の影響により、上昇傾向で推移。



資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である(令和5年2月は速報値)。

「飼料自給率の現状と目標」→



「配合飼料工場渡価格の推移」→



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (概算)
全体	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%	25%	26%	26%
粗飼料	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%	76%	76%	78%
濃厚飼料	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%	12%	13%	13%

※農林水産省では、飼料自給率をR12年年度に粗飼料国産100%、濃厚飼料国産15%、飼料全体で34%を目標としている。

左のグラフのようにウクライナ情勢等で、現在飼料価格が大きく上昇しています。一方で飼料の自給率は右表のように、20%台で推移しています。このような状況の中で、飼料の国産化の機運が高まっており、国も補助金で国産飼料の生産者を後押ししています。今回は国産飼料に関連した補助金をご紹介します。

1 耕畜連携国産飼料利用拡大対策

【内 容】 耕畜連携による長期（3年以上）の利用供給契約に基づき、畜産農家が飼料作物を生産した耕種農家に対し、飼料分析・給与情報を提供する取組を支援します。

【交付対象】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 7,800円/t以内。
子実用とうもろこし 12,000円/t以内。

2 飼料生産組織の規模拡大等支援

【内 容】 飼料生産組織の運営強化のため、生産販売、作業受託、稲わら収集の規模拡大・省力化を図る以下の取組を支援します。

【交付対象】 作業機械、飼料専用運搬車、堆肥散布車の導入【1/2以内】
簡易倉庫の設置【1/2以内】

【出典】 農水省 耕畜連携ポータルサイト



経営のことで悩めるあなたへ

どうして利益が出ないんだろう。



このままの資金繰りで大丈夫かな？

従業員のモチベーションを向上させたい。

これから何をしたらいいんだろうか。

そのお悩み「将軍の日」で一緒に見つめ直しましょう。

— 令和6年4月「将軍の日」にご参加いただいた方々の声です。—

今まで単年度計画でP.D.C.Aサイクルを回して
いましたが、もっと体系的に関連付けをす
ること、また中期計画の重要性を認識できま

(製造業 T様)

明確な目標設定ができたので、予実管理と
自社スタッフへの落とし込みについて考え
るいい機会となりました。

(製造業 O様)

年1回の見直し、再確認に役立
ちます。サポートしていただき
ありがとうございました。

(サービス業 I様)

これまではその場の状況で判断してい
ましたが、中期計画を立てて行うべき
ことが明確になりました。

(運送業 N様)



5カ年経営計画立案セミナー 将軍の日 参加者募集中

【開催日時】 7/9 (火) 8/7 (水) 9/5 (木) 10/8 (火) のいずれか
10:00~16:00 (休憩・昼食あり)

【開催場所】 熊本市北区龍田3丁目18番32号 近代経営ビル3Fセミナールーム

【講座内容】 経営理念・5カ年経営計画の作成 など

【参加料金】 1社 (2名様) 50,000円 (税抜)

※3名様以上でのご参加をご希望の際はご相談ください。

お問い合わせお申込みは担当者もしくは右記のQRコードまで ⇒



新入社員紹介

Vol.1

がんばります！！

今年もまた、4名の方々が弊社に新しい風を運んでくれました。
2回にわけて期待の新入社員の皆さんをご紹介します。



山内 華音

やまうち かのん

出身県市：熊本県阿蘇市
座右の銘：不撓不屈

Q. すきなものは何ですか？

動物が大好きで犬2匹とインコ2羽飼っています！
犬はシーズー犬で名前は「モカ」と「ラック」です。インコはセキセイインコの「ソラ」とコザクラインコの「マリー」です。揃いも揃って皆食べることが大好きでご飯をあげるとその瞬間に飛びつきます。犬2匹が不思議そうにインコを見つめている姿が可愛くてずっと見ていられます。

Q. いいところは何かですか？

継続力です。バスケットを約10年、アルバイトを約6年続けていました。これからは分からないことも沢山出てきて様々な知識を身に付けていく必要があると思うので、この継続力を今後の勉強面に活かしていきたいです。



Q. すきなものは何ですか？

社会人サッカーの練習を週に1回、たまにフットサルをしたり、週末は社会人サッカーの試合なども行っています。

もう1つの趣味としてYouTubeを見ることです。休みの日にわざわざ聖地巡礼をするぐらいハマっています。

今後はゴルフや釣り、キャンプ、バイクなどの大人の趣味にも挑戦していきたいです。



Q. いいところは何かですか？

親密性です。多くの方に話しかけてコミュニケーションを取り、皆さんの懐に早く入るように頑張っていきたいです。そして、そんな皆さん方に頼っていただけるように日々成長していこうと思います。



野口 士苑

のぐち しおん

出身県市：熊本県合志市
座右の銘：有言実行



企業にとって、身近な社会貢献

「寄附金」と「企業版ふるさと納税」

企業活動を行う上で、社会貢献という言葉をよく聞きます。
ひとことで社会貢献といっても、その活動内容は多岐にわたると思います。



寄附金

義援金というかたちで、日本赤十字社などを通して被災地の方々の生活を支援するため寄附を実施する方も多くいらっしゃいます。個人でも企業でも、寄附を通じて社会貢献をしているといえます。

企業が義援金などの寄附をした場合、「指定寄附金（公益法人等に対する寄附金で、一定の要件を備えるものとして財務大臣が指定したもの）」として、原則支出した金額の全額が損金（経費）となります。

例）日本赤十字社 令和6年度能登半島地震災害義援金（石川県、富山県）
こちらの義援金は法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

日本赤十字社
税制上の優遇措置



能登半島地震義援金

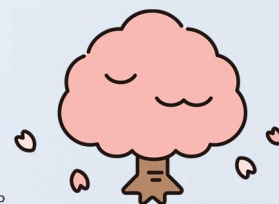


企業版ふるさと納税

「企業版ふるさと納税」とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、最大で寄附額の9割が軽減される仕組みです。

※制度上の注意点

- ・軽減額には法人の所得に応じた上限額があります。
- ・一回当たり10万円以上の寄附が対象になります。
- ・寄附の見返りとして返礼品や経済的な利益を受け取ることは禁止されています。



能登半島地震の被害に遭った石川県でも、被災者支援、復旧・復興のための企業版ふるさと納税を受け付けています。

能登町



企業版ふるさと納税



それぞれ、法人税等の計算過程で取り扱いが異なりますので、寄附の目的、寄附の金額に応じて一度、検証してみることも企業にとっては必要なことではないでしょうか。

Calendar

令和6年

◆ **令和6年7月1日（月）まで**
 令和5年分財産債務調書の提出期限



次の①または②に該当する方は「財産債務調書」の提出が必要です。
 ①所得金額の合計額が2,000万円を超える方で
 3億円以上の財産または1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方
 ②10億円以上の財産を有する居住者の方

詳しくは国税庁「財産債務調書制度に関するお知らせ」にて



令和7年

◆ **令和7年3月31日まで**
 非課税制度を適用する直系尊属からの結婚・子育て資金の一括贈与



令和8年

◆ **令和8年3月31日まで**
 ・非課税制度を適用する直系尊属からの教育資金の一括贈与
 ・事業承継税制の特例承継計画の提出期限



◆ **令和8年12月31日まで**
 非課税制度を適用する直系尊属からの住宅取得等資金の贈与



※すべて作成日時点における情報です。期限や開始日は変更になる可能性があります。



中期経営計画立案セミナー（将軍の日）

御社の経営計画の5ヶ年分を、数字を基に、社長自らの手で立案していただきます。
 戦国時代の将軍が戦場から離れた陣営で戦略を立てたように、日常業務を離れ、今後の道筋を考える一日を過ごしませんか？
 詳しくは担当者まで。経営計画推進チームにお繋ぎします。

★令和6年度スケジュール★
 5/9(木) 6/7(金)
 7/9(火) 8/7(水)
 9/5(木) 10/8(火)
 10:00~16:00
 近代経営ビルにて開催予定

—ご意見をお寄せください—

弊社及び弊社担当者についてのご意見・ご要望はメールアドレス info@kinkei-net.co.jp までお願いします。
 頂いたご意見は、総務部にて大切にお預かりし、更に皆様に喜んで頂けるようなサービスを提供できるよう、活用させていただきます。

田玖須(旧姓)みらいは
 育児休業中。
 子育てがんばっています！



税理士法人
近代経営
 人と自然・文化・社会の調和



【熊本事務所】 熊本県熊本市北区龍田3-32-18
 TEL:096-227-6000
 【福岡事務所】 福岡県福岡市博多区綱場町5-28さかえビル5F
 TEL:092-283-7775

URL <http://www.kinkei-net.jp>

